佐々町公示第　59号	公　示　送　達　書

令和8年　11月　6日

地方税法第20条の２の規定により公示送達します。

なお、下記の書類は、当町 税財政課に保管してあります。

下記書類を受けるべき者にいつでも交付しますので、佐々町役場まで申し出てください。

佐々町長　濵野　亙　印

送達を受けるべき者の氏名（名称）	福田　康汰
送達すべき書類を特定するために必要な情報	地方税法第15条の7に関する書類

地方税法第20条の２第３項の規定により、掲示を始めた日から起算して７日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。